

日光中学校いじめ防止基本方針（概要版）

1. 学校の方針

本校では全ての教職員が「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように努めます。

いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。

いじめを防止するためには本校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性をもつかけがえない存在として尊重することが重要であると考えています。また、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観にたち指導を徹底することが大切であると考えています。

そして、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を策定し実践してまいります。

2. いじめに対する基本的な考え

いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有していきます。そして、いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものという基本認識にたち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見早期対応に取り組めます。

3. 組織・体制について

- (1) 生徒指導委員会を月1回の実施し、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解についての話し合いを行います。また、職員会議でも情報交換及び共通理解を図り、全教職員に、配慮する生徒の現状や指導についての情報交換、共通理解を図ります。
- (2) いじめ防止対策委員会を年5回実施します。そこでは、いじめの現状、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対応の検討、検証。必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行います。また、いじめ事案の対応・方針決定を進め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の共通理解をはかります。
- (3) 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、家庭や地域、関係機関と連携した組織（緊急生徒指導委員会）を招集し、関係機関と連携を図り敏速な対応を行います。

4. いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

- (1) 日常の指導体制として、学校経営の充実を図ります。具体的には①生徒の「居場所づくり」②生徒同士の「絆づくり」③いじめ根絶に向けた周知 ④保護者・地域との連携が挙げられます。また、ソーシャルスキルトレーニングやSCによるグループエンカウOUNTERの実施、また、「いじめアンケート」やHyper-QU検査の結果から生徒の実態把握と対策を講じていきます。
- (2) いじめ防止対策委員会を開き、①アンケートの実施と生徒の状況把握 ②特別活動、道徳教育の充実
③教育相談の充実 ④人権教育の充実 ⑤保護者・地域との連携 ⑥校内研修会の立案・実施
⑦調査結果の分析、報告、共通理解を図ります。

5. 関係集団への指導

被害・加害生徒だけでなく、面白がってみたり、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする集団に対して、「観衆」「傍観」は加害者と同じであることを指導いたします。場合によっては、自分たちがいじめを増長していることを理解させ、主体的にいじめ問題を解決しようとする意識を高められるように指導します。

- ・学校の諸問題に対して、自分の問題としてとらえられるようにしていきます。
- ・生徒間、生徒教師間の望ましい人間関係づくりに努めます。
- ・学校生活全体を通し、自己有用感が味わえる集団づくりに努めていきます。

6. いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認します。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き対応を検討します。
- (3) いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、必要に応じて保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の処置を講じます。
- (5) 事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な処置を講じます。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、日光市教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

7. いじめに関する相談について

日光市教育委員会	0 2 8 8 - 2 1 - 5 1 8 1
上都賀教育事務所いじめ不登校対策チーム	0 2 8 9 - 6 2 - 0 1 6 2
日光市家庭児童相談室	0 2 8 8 - 3 0 - 7 8 3 0
子ども専用…【いじめ相談さわやかテレホン】 ...	0 2 8 - 6 6 5 - 9 9 9 9
保護者専用…【家庭教育ホットライン】	0 2 8 - 6 6 5 - 7 8 6 7
チャイルドラインとちぎ	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7